

奨学金貸与資格認定基準

収入基準	生計維持者の貸与額算定基準額が 3 8 1, 5 0 0 円以下であること
------	---------------------------------------

貸与額算定基準額 (a) = (課税標準額) × 6% − (市町村民税調整控除額) (b) − (多子控除) (c) − (ひとり親控除) (d) − (私立自宅外控除) (e)

※ 該当する控除により貸与額算定基準額は変わってきます。

※ 市町村民税につきましては令和7年度分（令和6年1月～令和6年12月の所得）を用います。

※ 生計維持者とは、父及び母、またはこれに代わって家計を支えている者をいいます。

※ (c) 多子控除とは生計維持者が2人を超える子どもを扶養している場合、2人を超える子ども1人につき40,000円を控除します。

(例) 生計維持者が「申込者」と「中学生の妹」、「小学生の弟」の3人を扶養している場合の控除額は (3人−2人) × 40,000円 = 40,000円になります。

※ (d) ひとり親世帯に該当する場合に40,000円控除します。

※ (e) 自宅外進学の場合は22,000円控除します。

年収・所得の上限の目安

区 分		年収・所得の上限 (4人世帯の目安)		摘 要
		給 与 所 得 世 帯	給与所得以外の世帯	
高等学校 専修学校 (高等課程)	国・公立	1, 3 0 9 万円 程度	9 3 7 万円 程度	
	私 立	1, 3 0 9 万円 程度	9 3 7 万円 程度	
専修学校 (専門)	国・公立	1, 3 0 9 万円 程度	9 3 7 万円 程度	
	私 立	1, 3 0 9 万円 程度	9 3 7 万円 程度	
短 大	国・公立	1, 3 0 9 万円 程度	9 3 7 万円 程度	
	私 立	1, 3 0 9 万円 程度	9 3 7 万円 程度	
大 学	国・公立	1, 3 0 9 万円 程度	9 3 7 万円 程度	
	私 立	1, 3 0 9 万円 程度	9 3 7 万円 程度	

※ 「独立行政法人日本学生支援機構」の年収・所得基準 (2025有利子貸与の場合) に準じて作成

※ 「給与所得世帯」の上限額は、源泉徴収票の「支払金額 (税込)」

※ 「給与所得以外の世帯」の上限額は、確定申告書等の「所得金額 (税込)」

※ 大学の他、短期大学・専修専門学校 (専門課程) ・高等専門学校を含みます。